

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市 (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	下田地区 (井沢・竹島・鍋島・双海・平野・下田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

(井沢)

基盤整備未整備の地区であり、狭地であったり水の問題がある耕作条件不利地のため、荒廃が進んでいる。耕作条件の改善がなされなければ、10年後は耕作放棄がかなり進行すると考えられる。

(竹島)

基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。荒廃した水田は無く、国営農地で一部耕作していない農地があるものの、畑も概ね耕作されている状態。10年後の想定としては、良い耕作条件が継続されれば農地の利用・集積は問題ないと考えられる。貯水タンクや配管の維持・管理が必要となる。

(鍋島)

基盤整備済の農地が大部分となっており、水稻栽培、露地・施設園芸がなされている。水稻においては、中心経営体による農地の集積が進んでいる。荒れている荒廃農地もほとんど無く、畑も概ね耕作されている状態。10年後の想定としては、水の問題がなく、良い耕作条件が継続されれば農地の利用・集積は問題ないと考えられる。

(双海)

国営農地として整備された農地と未整備地が混在する地区であり、国営農地の区域は、概ね耕作・管理されているが、それ以外は狭地の畑が大部分を占め、家庭菜園的なものとなっている。以前は花や葉タバコを耕作していた農家もあったが、現在基盤整備地などの耕作条件が良い農地は、地区外の中心経営体が耕作している。地区内には担い手農家や後継者はなく、将来の展望も厳しい。

(平野)

国営農地として整備された農地と未整備地が混在する地区であり、国営農地の区域は、概ね耕作・管理されているが、それ以外は狭地の畑が大部分を占め、家庭菜園的なものとなっている。高台の地区であることから、家屋の建築が増加しており、宅地間に農地が混在している状況となっている。このような状況から、土地改良等の未整備地では、農地集積や規模拡大を図ることは厳しい状況であり、国営農地を中心として農地利用を図っていくことが必要である。地区内の担い手は、存在し、露地栽培の経営体が、条件の良い農地の集積の役割を果たすものと考えられる。耕作条件面では、地区内は水の確保が困難であり、耕作が困難な一因となっている。

(下田)

漁港としての役割がある地区であり、農地という農地はほとんど無く、あっても家庭菜園程度のものである。したがって農業後継者や担い手農家も現在はいない。しかし、都市部からのIターン者など農業に従事してみたいという人などが居住し、近辺の農地を耕作していく可能性がある地区となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地区内で新規就農者の確保・育成とともに、新たな農地の受け手の確保が必要
- ・他地区の経営体を地域の担い手として位置付け、農地の利用・集積を図る
- ・農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある
- ・地域に合う新しい作物を検討する
- ・果樹を中心に栽培を続ける

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	254.69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157.42 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する
- ・耕作者がおり、今後も利用が可能な農地を優先的に管理する
- ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

(井沢)

地域内には担い手は存在せず、水田の荒廃が進んでおり、農地の集積・集約の目途はたっていない。耕作者を増やすには、基盤整備を行い、耕作条件を改善することを視野に入れる必要がある。

(竹島)

地域内には担い手が存在し、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。現在、水稻の5割程度が他地区からの耕作者であり、10年後は、8割程度に増加するのではないかと想定され、地区内外の経営体に農地の利用・集積がされる。

(鍋島)

施設園芸の経営体は規模拡大による農地集積が考えられ、水稻においては、一定担い手が存在するため、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。現在、他の地区からの耕作者も多いことから、将来は地区内外の経営体に農地の利用・集積がされる。

(双海)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体はなく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る必要がある。

(平野)

国営農地を中心に他地区を含めた経営体がニラや生姜などを栽培している。また、地区内には露地栽培の経営体や施設園芸の経営体も存在することから、条件の良い農地の利用や集積は、これらの経営体が一定担うことが想定される。

(下田)

担い手農家や後継者は現在いない。しかし、都市部からのIターン者など農業に従事してみたいという人などが居住し、近辺の農地を耕作していく可能性がある。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

今後、地区内の担い手不足のために耕作困難な農地が生じることが想定されるため、農地バンクの機能を有効に活用し、新たな受け手への付け替えを進め、農地の出し手は可能な限り機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

将来的な農業の生産効率の向上や地区におけるニーズに対応できる農地集積・集約化を図る基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後も安定的に耕作維持を図るために、中心経営体の担い手や集落営農組織、地区内で確保できない場合には地区外からの雇用等を含め、地区全体で農業振興を図ることが必須となる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後、高齢化や後継者不足のため耕作困難となることが考えられる地区については、地区内外の中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ③ドローン・草刈り機・IT等を導入し、省力化を図る。
- ⑤優良品目・品種への改植・新植、苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止に取り組む。
- ⑦土地条件の良好でない農地については、保全管理を行う。
- ⑧良好な農地で集積を進めるため、補助事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。